

男女共同参画会議
基本問題・影響調査専門調査会
第2回議事録

内閣府男女共同参画局

第2回男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会 議事次第

日 時：平成23年7月20日(水) 10:00～11:54

場 所：永田町合同庁舎第1共用会議室

1. 開 会
2. 女性と経済ワーキング・グループ中間報告について
3. ポジティブ・アクションワーキング・グループ中間報告について
4. 男女共同参画の視点からの東日本大震災への対応について
5. 閉 会

○山田会長 定刻になりましたので、ただいまから、第2回「基本問題・影響調査専門調査会」を開催させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本専門調査会は、全委員合わせて22名ですが、本日は、岡本、加藤、小林、神野、東村委員が御欠席と承っております。出席の方は17名だと思います。多少おくれていらっしゃるという御連絡があった方もいらっしゃいますので、始めさせていただきます。

本日は、女性と経済ワーキング・グループ、ポジティブ・アクションワーキング・グループの中間報告の内容について報告を行い、その後、意見交換を行いたいと考えております。今回の中間報告は、これまで、それぞれのワーキングでいろんな意見がある中、議論を深めていただき、一定の方向をとりまとめることができました。まず、女性と経済ワーキング・グループの中間報告の内容につきまして、資料1-1及び資料1-2に基づきまして、私から報告させていただきます。続きまして、それが終わりましたらポジティブ・アクションワーキング・グループの中間報告を今野委員からお願いしたいと思います。

では、女性と経済ワーキング・グループの座長として私から説明いたしたいと思っております。

資料1-1、1-2という形になっておりますが、まとめてあります資料1-1の方に基づいて議論をしていきたいと思っております。女性と経済ワーキング・グループは12名のメンバー、座長は私であり、座長代理は勝間和代委員にお願いしております。3月下旬以降、5回にわたって議論を行ってきましたし、更にヒアリング等も行ってきました。その内容に関しましては、資料1-2の最後の方を参照していただければと思います。

会合では、毎回、闊達な議論が行われてきて、必ずしもすべて意見が一致したというわけではありませんでしたが、経済社会における女性の活躍の重要性、そして、今後の検討の方向性については皆様の意見の合意が得られたところでございます。では、その内容について説明させていただきます。

資料1-1のカラー刷りの一枚紙をもとに説明していきたいと思っております。現状認識と課題について分かれておまして、まず現状認識として、左上の「広まる女性の参画」の部分から説明させていただきたいと思っております。

産業構造が大きく変化する中、女性の経済分野への参画がますます重要になってきております。現実には成長分野での女性の就労、起業などが増えております。図表の①をごらんください。女性の雇用者がここ8年の間で大きく増えておりますし、更に、今後の成長分野と見込まれる医療・福祉の分野で、男性も増えていきますけれども、女性の雇用が大きく増えております。更に起業等をみましても、女性は医療・福祉分野での起業等が多くなっております。

しかし、まだまだその伸びる余地、増えてはいるのですけれども、そのスピードというものに関しては考慮する余地があると考えております。図表②のとおり、女性の労働力率は、30歳を底とするいわゆるM字カーブがございます。しかしながら、340万人余りの女性が現在就職しておらず求職活動はしていないものの就業を希望しているということでございます。それは薄緑色の部分であらわされております。これは全労働力の5%に相当し、

男性の就業者、就業希望者数と比較してもはるかに多くなっております。つまり、女性の、少なくとも量的な面において雇用における潜在力は非常に大きくなっております。また、赤線にあるとおり、起業も含めた自営業にはM字カーブがなく、年齢が上がるにつれて増えていくというのも、女性が自らのライフスタイルに合わせて働きやすいのではないかと考えられます。このように、女性の活躍はさまざまな分野に広がっていて、その可能性は大きいのですけれども、その可能性がまだ完全に生かし切れていないという認識でございます。

では、なぜ生かし切れていないのかということについて、図表上の右側で説明していきたいと思えます。つまり、女性の参画や能力発揮を阻む要因として幾つかのことが考えられます。例えば未就学児のいる夫婦世帯の場合は、夫の収入が高いと妻の就業率は低いというのが図表③にあらわれております。つまり、必要がなければなかなか働く環境にはない、逆に言えば、それだけ潜在的に、能力を発揮してもいいのだけれども、なかなか発揮するチャンスがない女性が結構いるということでもあります。

また、我が国の社会制度や慣行というのは、男は仕事、女は家事をずうっと続けるという性役割分業を前提に形成されてきたという側面があります。そのために能力発揮が難しかったり不利益をこうむる場合が存在しているわけです。また、そのような社会制度や慣行によって人々の意識が影響を受け、能力発揮をあきらめてしまうという傾向も見られるわけです。

また、図表④にあるとおり、日本の女性の高等教育在学率というのは、先進国の中では低位です。特に日本と韓国という東アジアの2か国において、男性よりも女性の方が高等教育在学率が低いという関係になっております。それだけ女性が高等教育を受けて能力を発揮する機会に恵まれていないということにもなっているわけです。更に、働き出して以降も、女性はさまざまな理由から非正規雇用になる可能性が高く、その結果、教育訓練を受ける機会が少なく、キャリア形成が不利になるといった問題が生じてきます。

そこで、ではどういう形で目指すべき方向が設定されるかということを中段に図示しました。以上の認識を踏まえて、当ワーキング・グループの基本的な認識は、まず赤い丸の中に書いてあるように、新たな **Win-Win** 関係の構築ということが必要であると考えております。これは、経済社会における女性の能力発揮というのは、女性を初めとする個々人がその希望を実現しやすくするものであると同時に、男性も含めて日本全体の経済社会の活性化にも資するというところでございます。つまり、女性本人にとってもプラスであり、日本全体の経済社会状況にとってもプラスであるという認識が必要だと考えております。

個々人の希望の実現とは、例えば結婚や家族を持つことなどの希望が実現しやすくなるということであり、更に、仕事において自己実現を図ることができるということです。また、複線的キャリアの形成とは、女性が活躍する社会とは、例えば非正規社員から正社員への移行が容易であったり、新卒の際に希望する仕事につけなかった若者、子育て後の女性、勿論、男性もそうですけれども、希望に沿ったキャリアの構築が可能であったりとい

う、いわば今までの、新卒一括で同じ企業に勤めるといった、いわゆる男性型の単線的なキャリア形成の在り方以外の、個人の希望に基づいた多様な生き方が可能になる社会というものを目指すべきだと考えております。例えばOECD諸国においては、近年、女性が働いている国では出生率が高いという指摘もございます。

もう一つのWinである経済社会の活性化とは、これまで説明したとおりですけれども、まず、女性は我が国における今後の成長分野を牽引する存在であるということ。同時に、既存分野や地域を活性化させる存在でもあるということ。更には、社会保障制度の持続可能性を確保する上でも、いわゆる全員参加型の社会の実現が必要であるということもございます。そのためには、女性の経済分野での活躍が必要になっているということもございます。

例えば世界経済フォーラムの分析では、男女格差が少ない国ほど1人当たりGDPが高いという関係が指摘されていますし、本文の「はじめに」の3つ目の丸に書いております。また、これは中には書かれていませんけれども、私が先日、男女共同参画白書を見ていました折、女性の労働力がOECD諸国の中で低い国を挙げてみると、ギリシャ、ポルトガル、スペイン、イタリアといった国が挙げられているわけで、つまり、女性の労働力率が低い国ほど、どうも財政赤字が大きいのではないかと私は私見で思っております。

下半分に移りますと、では今後どういう方向性で進めるかということもございます。オレンジの帯に示したように、より実践的・効果的な取組に資する事例を収集しながら、施策の在り方について検討するということを今後の課題としたいと思っております。

特に一番下に示した3つの重要分野について検討を深めていくことにしました。まず第1点目の「新たな分野や働き方における女性の活躍」については、成長分野における女性の活躍や複線的なキャリア形成を促進すること。そのためにはどのような政策的なサポートが必要かということ进行调查していきたいと思っております。

ここに書かれていたように、例えば環境エネルギー関連なども含めて、その他の製造業とか専門性を伴うサービス業で雇用が増えていて、そこに女性が多いという傾向もあります。また、起業や社会的企業、コミュニティ・ビジネス、非営利組織において女性が活躍しております。そういう先進的事例を調査するとともに、どうすればそういう人たちを増やせるであろうか。ここに書きましたとおり、起業に際して女性の金融へのアクセスやノウハウの伝授、人的ネットワークへのアクセスの確保等、そのようなものをどうサポートしていくかということに関しての調査、方向性を見出すことが必要だと考えております。

更には、複線的キャリア形成構築の可能性に関しては、単線的な、いわゆる従来の男性の働き方モデルではなくて、多様なライフコースに合わせた、社会でさまざまな分野で活躍している事例を集めたり、更に、典型的な働き方が増える中で、ではどのように複線的キャリアが構築できるかということ进行调查し、更にそれをサポートする方法を考えていきたいと思っております。

下段の真ん中の「制度・慣行・意識」につきましては、税制、社会保障制度、社会慣行、

意識の問題について検討していきたいと思っております。例えば税制、社会保障制度に関しましては、一人ひとりが積極的に社会参加することを後押しする社会制度はどのようなものであるか。そのためには、セーフティネットを強化し、多様な保育サービスの充実と、女性を経済的に活躍させる環境、制度を整えるにはどうしたらいいか。また、それをサポート、新しい成長分野で雇用を創出している企業に対してどのような積極的な支援をすればいいかなどの方策があるので、それを調査し検討していきたいと思っております。

2番目の社会慣行におきましては、ワーク・ライフ・バランスの推進や家庭における柔軟な家事、育児、介護の分担の在り方等、女性の活躍を阻害するようなものを取り除き、活躍をサポートするような要因をまとめていきたいと思っております。

最後に、意識におきましては、近年、余り積極的に働きたくないという若い人、女性だけでなく男性も増えてきているというような状況がありますので、今、親世代をロールモデルとすることが困難になっている時代に、若い世代に対してどのようなロールモデルがあるかといったようなことを検討していきたいと思っております。

3番目としまして、右下のところですが、多様な選択を可能にするキャリア形成について考えていきたいと思っております。まず、経済面の活躍の土台は教育・訓練でございますから、特に教育を「人的資本向け公共投資」ととらえて、個性と能力に応じた教育を推進するためにはどのような方法があるか。例えば具体的には、女子学生・生徒の理工系分野や科学・学術分野における活躍の事例を集め、更に、どのようにサポートする方法があるかということについて考えていきたいと思っております。

更に、職業領域において教育・訓練を高めるためにはどのような方法があるか、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成を図る、先進的な事例、更にそれをサポートするためにはどのようなことがあるか。産業界とはどのようにして連携していくかということについて今後検討課題としてやっていくつもりでございます。

今後は、以上の点について議論を深めて検討を深めていくこととしたいと思います。詳しくは「女性の活躍による経済社会の活性化」～新たな Win-Win 関係の構築を目指して～中間報告をごらんいただければ幸いです。

自分で報告して自分で司会をやるということになってはいますが、これで私の報告を終わらせていただきます。

続きまして、今野座長から、ポジティブ・アクションワーキング・グループの中間報告につきまして報告をお願いしたいと思います。

○今野委員 今野と申します。

それでは、私の方から、お手元の資料でいくと資料2-1、これが報告書の概要を絵にしたものです。あと、本体が資料2-2にありますので、それに沿って説明します。我々のチームは、政治分野、行政分野、雇用分野及び科学技術・学術分野でのポジティブ・アクションについて少し具体的に考えなさいということがミッションでございますので、ですから、今回、ここでは、どのような考え方とか、あるいはどのようなフレームワークで

ポジティブ・アクションをとらえて、どう検討したかということと、そのようなベースのもとでどのような方策が考えられるかについて提示したことの概要についてお話をさせていただければと思っております。

資料2-1をまず見ていただきたいのですが、これは大体報告書に沿った内容になっております。まず最初の「経緯」というところがありますが、そこで、下から2つ目、平成23年3月と書いてあります。そこの黒字で書いてあるところにあります。先ほども言いましたように、政治等の分野について実効性のあるポジティブ・アクションを推進する具体的な方策を検討するというのが我々のワーキング・グループの役割だということになります。

更に、その下に、ポジティブ・アクションを推進する上での「第3次男女共同参画基本計画における数値目標」が一応参考のために載せてありますので、ごらんいただければと思います。先ほども言いましたように、我々の担当分野は政治、行政、雇用、科学技術・学術ということになっておりますので、その関連の目標と現状がそこに書いてございます。

次のページをめくっていただきますと、今言ったような現状と目標を設定しているわけですが、そういう現状が国際的に見てどういうポジションにあるのかというのが書かれています。見ていただければいいのですが、おくられている日本というのが結論だということになります。したがって、何か手を打ちましょうということで、次のページをめくっていただければと思います。

ここからが報告書の本体と言える部分に当たります。まず最初に「ポジティブ・アクションの必要性」とあります。先ほどの国際比較のデータを見ていただいてもわかりますように、先進国の中で非常に低い水準にありまして、ですから、ポジティブ・アクションを実施する緊急度は極めて高いというのが(1)に書いてあります。そういうことを背景にして何を実現するかということが(2)に書いてありまして、実質的な機会平等の確保を可能にするようなポジティブ・アクションを考えましょうということです。(3)は、そういうことをしたらこんないいことがありますよということで、一種のアウトカムについて書いてあります。表題は「多様性の確保」となっていますが、趣旨はそういうことです。

ここには幾つか書いてあるのですが、一つの例で言うと、2行目の後半部分に書いてありますが、実質的な機会の平等確保ということを実現すれば多様な人材の発想や能力の活用ができて、例えば民間企業で言うと、組織運営の活性化や競争力の強化に寄与できます。同種のようなアウトカムは、行政分野でも期待できるし、政治の分野でも期待できるし、科学技術・学術分野でも期待できますということが(3)の趣旨であります。

そういうことを踏まえまして、それではポジティブ・アクションをどう考えるかということが5.「ポジティブ・アクションの考え方」ということになります。(1)は改めてポジティブ・アクションの定義をしておりまして、1行目の一番後半、後ろ側から見ていただきたいのですが、「実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置」というのがポジティブ・アクションということだろうと思います。このように定義をして、

実際にポジティブ・アクションの政策を考えてみると、実はポジティブ・アクションというのは非常に広範囲な政策体系になっております。したがって、広範囲でありますので、ポジティブ・アクションの全体像はどうなるのかという整理をしないと効果的なポジティブ・アクションの政策を出せないだろうということで、少し政策の体系を整備するという作業をしました。

そのときに、整備する視点というのは、何に対してポジティブ・アクションを打つのかという視点と、どのように行うのかという視点の二つがあるので、この2つの組み合わせによって政策体系ができて上がっていると考えようということです。

まず、いかにポジティブ・アクションを進めるのかという **How** については、その下に文章も書いてありますが、資料2-2の本体の19ページの絵を見ていただいた方がわかりやすいと思います。左側に「多様なポジティブ・アクションの手法」というのが書いてあります。

大きく言うと、ポジティブ・アクションの手法には3段階あって、真ん中に点線が入っていますけれども、1つは、一番上のクォータ制とかプラス・ファクター方式です。これは実現目標、例えば女性3割とかいう実現目標を設定して、かなり強制力を持って実現するような方策になります。クォータ制は御存じのとおりです。プラス・ファクター方式というのは、そこにありますように、能力が同等だったら女性を優先的に扱うという方式になるわけですが、第2グループは、ゴール・アンド・タイムテーブル方式とありますが、達成目標をつくって、達成までの期間とか、あるいはどうするかを目安をつくって、その実現に努力する方式ということになります。

以上2つは女性は何々について何割という結果目標を設定するという方式ですけれども、最後は、それを支える基盤を整備して、間接的に実現していきましようという方式になります。したがって、そこにありますように、「女性の参画の拡大を図るための基盤整備を推進する方式」ということになります。

更に、これに対して国はどのように関与するのかということが右側にありまして、「国の推進方策」というので、そこには3段階あります。一番上は、かなり強制力があって、義務づけるということ。2番目はインセンティブを付与してやってもらう。3番目は、自主的な取り組みを要請する。こういう3段階でやっている。

更にインセンティブの方式については、右側を見ていただきますと、補助金を使ったり、税制上の優遇措置を使ったり、公共契約において男女共同参画の評価要素を入れたり、あるいは認定表彰制度を入れたりとかいうことになる。したがって、今申しましたこれが、ポジティブ・アクションをどう進めるかの、**How** についての政策体系になるということです。

更にもう一つ、何に対してポジティブ・アクションを打つのか。通常、ポジティブ・アクションと言うと、女性を何割という結果だけを見ますが、その結果を実現するにはステップは踏んでいくわけです。そうすると、どういうステップがあって、各ステップについ

てどういう手を打つのかというのもポジティブ・アクションでございますので、それについても体系を整理してあります。

もう一ページめくっていただいて、参考資料3というのを見ていただければと思います。「各分野におけるポジティブ・アクションの政策体系」というタイトルになっていますが、これは、今言ったステップについて政治、行政、雇用、科学技術・学術分野それぞれについてつくってありますが、これ全部やると大変ですので、私が一番土地勘のある雇用分野について例示をさせていただきます。その例示で今から説明いたしますが、ほかの分野についても同じように考えたと思っていただければと思います。

そこで、24ページを見ていただけますか。これが「雇用分野におけるポジティブ・アクションの政策体系」で、先ほども言いました何をするかに焦点を当てた政策体系になります。真ん中にポジティブ・アクションという箱がありますので、ここがそうなりますが、例えば企業で女性管理職を何割かにしましょうというときに、その前段階では、企業は採用し、配置・異動し、育成し、評価し昇進決定をして、女性が管理職になるという、こういうステップを踏みますので、したがって、採用の段階ではどういう手を打つのか、配置・異動ではどういう手を打つのか考えなければいけないということになります。

そういう手を打って、結果として、右側、第3次男女共同参画基本計画というラインにあります。ここで目標を実現しますという目標が書いてあります。更に、その目標を実現すればこんないいアウトカムがありますというのが「効果」というふうに書いてあります。これはあくまで例示ですが、例えば雇用の分野で言うと、その「効果」の一番下に（例）というのがありますが、そういう男女共同参画が進めば、働く意欲と能力のある人が性別にかかわらず能力発揮ができるようになりますね。その結果、企業の競争力強化につながりますというような形。このようなとらえ方で、ほかの分野も全部見ているということになります。

これだけでは抽象的でわかりにくいので、具体的な多様な政策がどのように位置づけられるかが問題になりますが、その点について参考資料4を見ていただけますか。「各分野におけるポジティブ・アクションの取組」。これも各分野ありますので、また例示でいきます。私の土地勘のある雇用分野で例示をさせていただくと、30ページを見てください。内容については紹介いたしませんので、このようにしたということだけお話しします。

左側に、先ほど言った採用、配置、育成、昇進、あと、全体の環境整備の問題がありますので、環境整備と書いてあります。横軸に、さっき言った方式が書いてあります。クォータ制とか、最後に右側に基盤整備推進方式とか。こういう絵を書くと、ここには、一つの例として、幾つかの企業が打っている手を例示して書いたわけですが、このようにやっておくと、これからどういう政策を打つかは別にして、いろんな政策がばらばらに出たときに、こういうところに当てはめていけば政策の全体像が把握できる。こういうことを踏まえて、今できることはこれ、これはもっと長期的なことというふうに整理していけばいいだろうとやってまいりました。

また、資料2-1に戻っていただけますか。今、資料2-1の3ページ目の5.「ポジティブ・アクションの考え方」の(2)についてお話しいたしましたので、こういう全体をとらえる視点を持ちながら具体的な政策を考えたと考えていただければと思います。

更に、このポジティブ・アクションについては、能力主義との関係がいつも問題になりますので、(3)でその関係について整理してあります。例えば昇進とかいうところの決定をするときに能力主義がベースであるということですので、そうすると、それ自身は男女関係ないのですが、ただ、実態を見ますと、その1行目の後ろ側にありますが、能力の評価基準が必ずしも客観的ではないということもあり得ますし、あるいは男女に平等でその基準が適用されていないかもしれないということがありますので、そういうことを踏まえると、能力主義といっても、やはりポジティブ・アクションの必要性はあるのだということが(3)で書いてあります。

あと(4)は、こういうポジティブ・アクションの必要性を広く社会に理解してもらうことが必要だということで、その点を書いてあります。特に対象となる女性についても、この面についての配慮が必要で、どうせだめだからとか、あるいはポジティブ・アクションに基づいて昇進したときに、「ゲタをはかされたんじゃないの？」とかいう、ここの1行目にスティグマと書いてありますので、そういう意識を持たれる方もいらっしゃるので、そういう面も含めて理解の浸透が必要だろうというのが(4)で書いてあります。

その次のページめくってください。以上の検討を踏まえて、最後、6.で、各分野で当面できる推進方策というのはこういうことだろうということで整理しております。細かい点は報告書を読んでいただきたいので、柱立てだけをお話しいたします。

政治分野については、女性の政治参画に関する社会的機運の醸成、クォータ制等の検討に資する具体的な事例の提示、選挙制度と女性の政治参画についてというのが政治分野です。

行政分野は、女性国家公務員の採用・登用の促進、国のあらゆる施策における男女共同参画の視点の反映。国家公務員制度改革の推進。

3番目の雇用分野については、具体的な目標設定の促進。これはちょっとわかりにくいと思うのですが、企業は、今、ポジティブ・アクションをいろいろやっているのですが、先ほどの施策体系で言うと、環境整備型が多いので、ゴール・アンド・タイムテーブル方式等の少し前にでた方式をどうにかやらしてもらえないかという気持ちが入っていて、こういう表題になっております。あと、公共契約を通じた推進方策の検討、補助金等における推進方策の積極的な活用。

4.の科学技術・学術分野については、「具体的な目標の設定の促進」というのは、雇用分野と気持ちは一緒です。あとは、「女性研究者の参画の拡大に向けた環境づくり」というようなことで、今できる推進方策を一応整理してあります。

最後に、「今後の議論の方向性」というのが7.で書いてありまして、今後、ワーキング・グループとしては、主にこの2つの分野を考えていこうかと考えております。1つは、

政治分野については、クォータ制等の検討に資する具体的な事例について検討を深めて社会に提示するという。もう一つは、雇用分野については、公共契約を通じた推進方策の検討に資するような議論を深めたいと考えております。

以上でございます。

○山田会長 どうもありがとうございました。

両グループの報告書の内容はそれぞれワーキング・グループにおいて複数回にわたり熱心に議論を積み重ねていただいた結果が集約されていると考えております。お聞きしまして、両グループとも同じ方向性を向いている。女性の活躍ということが必要であり、それが個人にとってということだけではなく、企業、社会にとってプラスであるという方向性については一緒であると私も感じた次第でございます。

これから 11 時過ぎぐらいまで意見交換の時間にしたいと思っております。どなたからでも結構ですので、御質問、御意見等ありましたら挙手してお願いいたします。

辻村委員。

○辻村委員 どうもありがとうございました。2つのワーキング・グループの報告書を見たいしまして、その相互の関係について意見を述べさせていただきたいと思っております。同じ調査会で2つのワーキング・グループをつくって検討した結果でございますので、相互の結果がばらばらの感じを持ってはいけないと思っております。相互にどのように関連づけるかということを考える必要があると思っております。

例えば雇用について申しますと、第3次基本計画では第4分野の中に、例えば 31 ページとか 36 ページに、ポジティブ・アクションという言葉が随分出てきます。ポジティブ・アクションを推奨しようというのが基本計画の非常に大きな柱であったわけですがけれども、この女性と経済ワーキング・グループの報告書の中には、その言葉が出てこないわけですね。これは恐らく別のワーキング・グループでやっているから、そちらで扱ってくださいという趣旨だろうと思うのですがけれども、読んだ方が、これはどういう関係にあるのかという疑問を持たれると困ります。一つの解決策としては、女性と経済の報告書の当該部分、例えば企業を支援するなど、たくさんの支援という言葉が出てくるのですがけれども、その支援の方策に関連した具体的なポジティブ・アクションについては、こちらのポジティブ・アクションワーキング・グループの雇用分野のところに示されていると書き加える。あるいは、ポジティブ・アクションの報告書にも雇用分野のところは非常に関連が深いわけですから、雇用については、詳細な議論はこちらの女性と経済の方で行っているの、こちらを参照するとか、そのように位置づけてはいかかと思っております。

これは、勿論、委員の皆さんが同じ方向を向いているという前提で申し上げておりますので、もしそうではなくて、異なった議論があるとするれば、それはこの調査会としてある程度議論しておく必要があるかと思っております。

以上です。

○山田会長 ありがとうございます。私、女性と経済の方の座長でもありますので、勿論、

ポジティブ・アクションを軽視しているというわけではないのですが、別でやっていることで越権行為になってしまうかもしれないと思ひまして特に述べなかつた次第でございます。確かに、女性と経済ワーキング・グループの報告は、全体像を描くところなので、そこにポジティブ・アクションという言葉は確かに入れた方がいいと思ひますし、女性が活躍するための一つの方策であるということは入れた方がいいと思つた次第でございますので、ちょっと検討させていただきたいと思ひます。

○辻村委員 雇用だけではなくて、女性と経済のワーキング・グループで教育やキャリア形成のところを非常に熱心に御検討いただいております、これは非常に重要な御指摘をいただいたと思つて喜んでおりますけれども、そこについても、ポジティブ・アクションのグループの方ではいろいろ検討しておりますので、相互に検討が重なっているあるいは相互にいろんな意見が出ていることを、参照という形であれ、書いたらいいのではないかと思ひました。

○山田会長 ありがとうございます。言い訳っぽくなりますが、今まで女性と経済の方では、活躍がなかなか十分でないのはどういう理由か検討してきたのが多かつたので、将来のことについてはちょっと軽く書いたという点があると思ひますので、その点、強調していきたいと思つております。

○今野委員 今の件に関連してですが、この資料1-1の一番下側に具体的な検討内容というのが書いてありますけれども、これを見させていただくと、我々のポジティブ・アクショングループでやっていた政策の整理からすると、先ほど言いました基盤整備の領域なのです。我々の場合は、行政についての基盤整備、雇用についての基盤整備と個別にやっておりますけれども、これはもしかしたら、全体にひっかかる全体の基盤整備の部分と、各分野の基盤整備にかかわる項目と両方入っているので、そういう形でうまくつなげれば大丈夫かなと、私は、この内容を見ているとそういう感じがいたしました。

○山田会長 ありがとうございます。どちらかというとな性と経済は個人と全体経済という2つのところに焦点を当てたので、その中間レベルの施策ということに関してはちょっと弱かつたかなと思ひますので、その点もすり合わせを進めていきたいと思ひます。

ほかにありませんでしょうか。

○勝間委員 ちょっと強い言葉になるかもしれませんが、資料1-1の「女性の参画や能力発揮を阻む要因」の中で、現在の状況が Lose-Lose に近いということを何か言えないでしょうか。結局、なぜ新たな Win-Win が必要かということについて、現状が、先進国の競争の中で Lose-Lose になっているということをもう少し強い表現をした方がいいのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○山田会長 そうですね。おっしゃっていることは全く私も。具体的には、例えばどういう表現になりますでしょうか。

○勝間委員 もともと、何度か申し上げてはおりますけれども、結局、固定的な性的役割分担意識を前提とした社会制度や慣行そのものが現状の環境にうまく適合しなくなっており、

結果として、未婚率の上昇であるとか、あるいは女性の社会参画を阻み、ひいては国の競争力が落ちているということを明記するべきではないかと思えます。

○山田会長 中垣課長、よろしく申し上げます。

○中垣調査課長 御指摘の点につきましては、本文の、つまり、資料1-2の6ページというのがございまして、6ページというのは意識について書かせていただいているところですが、その真ん中辺りの一番上の矢印で、「現状をベターと考え、敢えて変化を望まない意識のあることが指摘された。すなわち、男性は女性の参入を阻むことで競争激化を防ぎ、同時に、女性は競争への参入をしない方がかえって生きやすいという判断をする、といった状況が見られるのではないか、ということである。このような状況は短期的に女性本人の意向に沿ったものであったとしても、長期的には本人が望んだ生き方になるとは限らない。また部分的に合理性があったとしても、我が国経済の競争力や企業の生産性の維持・向上という観点から不合理だと言えるのではないか」という格好で書き込んでおりまして、その点を何とかここに少し入れたいと思えます。

○勝間委員 恐らく、それがなぜポジティブ・アクションが必要かというところとうまくブリッジするのではないかと思うのですけれども。

○中垣調査課長 そうですね。

○山田会長 まさに私も同感でございます。意見は同じですけれども、中間報告の段階でそこまで強く書くのは証拠の面で弱いかなという気がいたしたので、余り強く、特に概要版では出さなかったということで、今度、本会議で報告するときは、口頭でその点を強く私の方で主張したいと思えますので、サポートもお願いしたいと思えます。

どうぞ。

○石川委員 「女性の活躍による経済社会の活性化」の今のこれですが、「新たな Win-Win 関係の構築を目指して」と。で、「経済社会における」と、このブルーに書いてある経済社会というのはどういう経済社会であって、したがって、この Win-Win が一つひとつ、こういうことですよと山田先生の方から御説明があつて、そのことによって、言葉はどうか分からないですけれども、新しい経済社会の構築になるという後ろですね。この先どうなるのですかと、どういうことを目指すのですかとということをご言わなくていいのでしょうか。

つまり、言いたいことは、経済社会というのは、今の、現状の経済社会を言っているわけですね。ですから、個々人の希望の実現と経済社会の活性化ということをやったらば、新しい経済社会の構築につながるというところまでもう言い切ってしまうというふうに私はちょっと提案します。

○山田会長 ありがとうございます。方向性としてはそういうことだと思っておりますので、中間報告の段階では、はっきりと委員の間で、こういう経済社会がいいという形での合意がとれたわけではない、男女共同参画基本計画に書かれているように、一人ひとりが能力を発揮できる社会ということは勿論合意されているわけですけれども、具体的にそこ

まで像として書き込むのが今の時点でいいかどうかということで、ここまでにとめさせていただいたのですが、中垣課長、何かありますか。よろしいですか、そういう説明で。

○中垣調査課長 新たな経済社会の姿が女性の能力発揮によってできるということを目指しているということだと思ひまして、要は、女性が能力を発揮できる社会ができると、結果として新たな Win-Win 社会ができるということなのかなあという気もしているのですけれども。

○石川委員 国民が読んだときに、Win-Win 関係ってどういうことなのだと、物すごくわかりづらいと思います。私、64 歳ですが、どういうことを意味しているのかなと思います。

○山田会長 Win-Win という言葉が、私は結構一般的だと思ったので特に説明を加えなかったのですけれども、世の中には、ゼロサムの的に考える人たちがいて、個人にとっていいことは社会にとって悪いことに、個人のわがままが社会の効用を毀損させるとか、女性にとっていいことは男性にとってマイナスであるといったようなゼロサムの的に考えて判断する方々がまだまだ多くいらっしゃるの、ここであえて、女性の活躍ということが何か社会にとってマイナスをもたらすのではなくて、プラスをもたらすというのを強調する意味で、Win-Win という言葉を使ったわけでございます。

○石川委員 私は、言葉遊びをする気はないのです。したがって、いいのですが、ただ、このワーキング・グループでは経済社会の活性化ということが課せられているので、つまり、経済を活性化するという目的があるので、アウトプットとしては、新しい経済社会なり経済社会の活性化ができるという意味で申し上げただけです。

○山田会長 ありがとうございます。その新しい経済社会をつくり出すということは、個人にとってもプラスだということをあえて強調するために Win-Win という言葉を使った次第でございます。

どうぞ、安部先生。

○安部委員 ポジティブ・アクションワーキング・グループの方に幾つか質問ですけれども、まず1つは、ポジティブ・アクションをやっているとかやっていないとかいうことは、統計といいますか、やっている企業の割合とか、そういう形ではかっているものがあるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

もう一つですが、学術の分野で、自然科学分野で女性の割合についての数値目標があったと思うのですが、女性と経済ワーキング・グループの資料の 31 ページの「専攻分野別にみた学生数」というところを見ますと、自然科学系というのは、そもそも進学している段階で女性というのがそんなに近年増えてきているということでもないのではないかと。数値目標を比較的アウトカムに近いところで置いた場合に、その入り口のところがどうかという問題を、どのように考えておられるのかということがあるかと思ひます。

ちょっとそれに関連してですけれども、これは統計に基づいているわけではないのですが、例えば私立の女子校などでは、一部、理科系のカリキュラムが余り提供されていないのではないかと。勿論、提供している女子校もあるのですけれども、全体的に見ると提供さ

れてないところがあるのではないかということを目にしたことがあります。

こういうことがあると、やはり自然科学系でこのようにというのはなかなか難しいのではないかということがございます。そもそも、私、先ほど統計に基づいておりませんと申し上げたのですが、こういうことも国のどこかにはそういう統計があるはずなので、もうちょっと明らかにしていくということも重要なのかなと思いました。

それと、最後に、これはちょっとおしかりを受けるのかもしれないのですが、あえて申し上げさせていただきますが、ポジティブ・アクションをすると、女性の側で自分はゲタをはかせてもらったのではないかというスティグマが発生し得るというお話がありました。これは意識としては一定の本質を突いているとは思いますが、その一方で、恐らくは、ある意味で女性の側もある種の犠牲的精神をもってゲタをはかせてもらわなければいけないという側面もあるのではないかと考えたりもいたします。

どういうことかという、周りもやはり、あの人は女性だからそうなっているというふうに思うし、いや、私はスタンダードはとどかないとしても、女性だから頑張らなければいけないと思う女性も勿論いらっしゃる、それは非常に立派だと思うのですが、ただ、女性の中には、そんなことでなく、自分の能力に応じたところでのんびりやりたいという、つまり、男性はのんびりできるのに女性はのんびりできないということもあるのではないかなと考えたりいたしました。

最後はちょっと感想に近いのですが、以上です。

○山田会長 それでは、今野委員、どうぞ。

○今野委員 まず最初は、ポジティブ・アクションの実施状況に関する統計ですね。この報告書には特に統計はつけてあった？

○竹林企画官 統計といえますか、第3次基本計画、ピンクのファイルの第4分野の成果目標のところ、ポジティブ・アクション取組企業数の割合と。厚生労働省が、一定の範囲内の企業の中で、ポジティブ・アクションにどう取り組んでいるかというような統計がございます。詳細については厚生労働省のホームページで紹介されていますけれども、基本計画の冊子の32ページに、現状として平成21年で30.2%、目標値は40%超ということになっております。

○今野委員 今の1点目ですが、この報告書の作り方が、一応現状分析を最低限やっていますが、現状分析について統計等を使って体系的にやるということよりか、それはある程度頭に置いておいて、どうするかということの方にウエートが置いてあります。ですから、報告書については詳細な統計はつけてないということですが、ポジティブ・アクションの実施状況については、雇用の分野についてはもう既にありますが、我々はほかに行政とか政治とか、学術、科学技術、全分野をカバーしていますので、そうすると、その全分野をカバーしたきちつとした体系的な統計があるかということ、それは少し難しいかもしれない。雇用についてはきっちりあります。ホームページという話もありましたけれども、そのほか調査は幾らでもやられていますので、そういうことだろうと思いま

す。

もう一つの2つ目については、我々、科学技術・学術ですので、教育は、言ってみれば対象外。つまり、おっしゃられたのは、大学の入学段階で学部別に男女比が違うではないか、そういうことについてはどう考えて、もし何か問題があったらどのように対応するかという御質問だったと思うのですが、とりあえず我々は教育については前提にして、そこについては対象外にして、学術、つまり、はっきり言ってしまえば、研究者をどうするかという話です。ですから、そこに焦点を当てたということですので、お答えは、部分的な話が出たかもしれませんが、中心的なテーマとして議論はしていませんということです。私も、今後しろと言われても、余りそこは、対象外かなあとは思っております。

3番目については、御意見としてお聞きしておきたいと思えます。

以上です。

○辻村委員 ただいまの安部委員からの御質問に対する答えに少し補足させていただきたいと思うのですが、労働分野については厚生労働省の調査があります。それから学術については、文部科学省が昨年度に総合的なアンケート調査をされておりまして、まだ結果が実は公表されておりませんが、その中で明確にポジティブ・アクションの実施を尋ねたものがありますので、近く出てくると思います。日本学術会議でも、3年に1度、すべての800校ぐらいの大学を対象にしたアンケートをとっておりまして、その中で、ポジティブ・アクションを実施しているかどうかという項目がありまして、実際には85%ぐらいは実施していない、あるいはする気もないというところにおがついてきます。ほんの数%だけがやっているということです。これは我々のワーキング・グループでも、資料は、まだ公表前だったものですから公開せずにそのまま持ち帰りにしましたけれども、一応出してあります。今後公表されるのではないかと思います。

それから、さきほどのスティグマの話について補足させていただきたいのですけれども、これにはやはりいろいろな誤解などがあります。ポジティブ・アクションの場合、アフーマティブ・アクションも同じですけれども、必ずスティグマはあるのですが、スティグマを避ける努力はいろんなところでなされていて、アメリカでもスティグマを避けるためにいろいろ条件をつけています。例えば入学試験にプラス・ファクター方式を採用する場合も、黒人だったら絶対合格するという事はないのです。女性だったら絶対合格するとなると、女性だから優遇されるということになってしまっていてスティグマになるわけですね。これは女性のためにも社会のためにもよくないので、それはだめだという方向で動いております。私は、EUの裁判所の判決などを検討しましたが、能力が同等であった場合に、女性を採用する時には、個別的な事情も考慮した結果であるとか、面接もして不採用の男性の方の条件も検討してあるとか、そのようにさまざまなフォローをしないといけないということが明らかにされています。ポジティブ・アクションの場合に、そういうフォローをしていけば批判に対しても反論ができることになり、それ自体、即時にスティグマになることはない、ということですので、これも今後の検討課題ではないかと考えております。

○石井委員 幾つか全体的な感想と質問ですけれども、全体的な感想としては、私は、女性と経済のワーキング・グループに入っているのですけれども、ポジティブ・アクションのグループはかなり私たちよりも具体的な、何かそういったプログラムみたいなのを施策も含めて提示していただいたので、非常に勉強になりました。と同時に、この2つのワーキング・グループをどのようにしてミックスさせていくかという点に関しては、例えばポジティブ・アクションでは解決できないことってたくさんありますね。先ほどの教育の話でも、私なんかは小・中・高というレベルの教育の内容なんかを変えなければいけないなと思っているのですけれども、そこにポジティブ・アクションというのはやはり関係ないなというか、余り適用できないなと思います。

ですので、ポジティブ・アクションというのは、資料2-1の3ページの一番下にありますように、男女共同参画社会を実現する最も効果的な施策の一つであると。一つであり、ほかにもいろいろ、ポジティブ・アクション以外にもあるということですね。そういう面で、ポジティブ・アクションも含みながら、女性と経済の部分では、ポジティブ・アクションでは不可能な領域についても何か提案できればいいのではないかとということで、そこで何かミックスしていけるかなと思いました。

それから、ポジティブ・アクションで海外の例なんかたくさんございますけれども、私、アメリカに非常に長いのでアメリカの例はよく知っているのですが、例えばカリフォルニアで起きたアフーマティブ・アクションですけれども、あれは私のいたカリフォルニア大学から始まり、カリフォルニア大学でなくなったというような経緯があります。なぜなくなったのかということに関しては、例えばあれはカリフォルニア大学の理事であった黒人の先生が、マイノリティの人が、これはよくない、こういう特別扱いはよくない、自分たちは同等に扱われたいということで、それがきっかけとなってなくなってしまったのです。ですから、ポジティブ・アクションは、私はとてもいいと思いますが、外国の、特にアメリカのそういう事例を見ると、なくなってしまったというケースもございますので、それはなぜなのかということでもちょっとまた情報を得ることは重要なのではないかと思います。

それで、最後ですが、先ほどの Win-Win のことについて、別に言葉じりをとらえるというわけではないのですけれども、Win-Win という言葉、とても積極的というか、とてもいいのですが、ただ、Win-Win の反対には Lose-Lose と言って、日本でよく言われている勝ち組、負け組みたいな考え方があると思うのです。ですから、この Win-Win という言葉に関しては、こちらのワーキング・グループでちょっと再考する必要があるのではないかと思います、それを提案させていただければと思います。

以上です。

○山田会長 ありがとうございます。議論の後でつけ加えたものでありますので、ちょっと再考させていただきますが、中間報告の段階ではとりあえずこれでさせていただきますと考えておりますが、いかがでしょうか。

○原田委員 「一人ひとりが積極的に社会参加することを後押しする社会制度」ということが資料1-1に書いてありますけれども、これは本文の方ではそれほど具体的に書いてないと思うのですが、それは今後具体的に書いていくということでしょうか。何でそういうことを言っているかということ、Win-Winとも関係があるのですけれども、つまり、女性が参画することは社会全体にとっていいことだという話なわけですが、女性に参画してもらうためのコストというのをどのように考えるか。そのコストが非常に大きいとWin-Winにならないのではないかと思いますので、どういうことをどこまでやるのかということは、現在、具体的に書いてないですね。

○山田会長 はい。今後の課題ということで。勿論、そのコストというのも考えなくてはいけないということも私の頭には入っておりますので、今後検討していただければと思います。

○原田委員 わかりました。あとは感想ですけれども、Win-Winってそんなに珍しい言葉ですかね。エコノミストやなんかは、Win-Winとか、よく言いますので、そんなに私はわかりにくいとは思わなかったのですが、一般的には余りピンと来ない言葉であるということでしょうかということと、もう一つの感想は、スティグマですけれども、人事なんてそんな公平な人事なんかないのだから余り気にしなくていいではないかというように私は男性として思います。深刻にならなくていいと。そんなに男がやっている人事が公平とは思えないということです。

○竹林企画官 先ほどのポジティブ・アクションの取組についての補足ですけれども、雇用分野、それから科学技術・学術分野について、幾つか調査、統計がございます。政治分野については、こちらのピンクのファイルに、今年、白書の特集で政治分野を取り上げておりますので、ここでも政治分野のポジティブ・アクションの取組が紹介されておりますし、国家公務員につきましては、少なくともゴール・アンド・タイムテーブルという形のポジティブ・アクションはすべての役所で取り組むということになっております。また、最後に、両者の報告書ですけれども、お互いワーキングで議論していることは、方向性としては同じ方向を向いておまして、ただ、今後、最終報告に向けては、具体的に、もう少し整合性とかを見ていく必要があるのかなと。中間的には、一個一個これを突合し出すとまた議論になりますので、最終報告に向けてはそういう両者の整合性とかも必要だと思います。

○今野委員 先ほどの統計の件ですけれども、ここから先はちょっと私の個人的な趣味というか。つまり、ポジティブ・アクションをしていますか、していませんかの質問に対して「しています」との回答があったときに、何をもってしていると思っているのかというのは非常に問題です。我々のワーキング・グループで整理したように、ポジティブ・アクション政策というのは物すごく広いのですね。この広い政策の中で、それぞれの分野でどういうことをやっているかということを経営的に見た統計なんてあるのかということ、残念なならないと思います。単に「しています」「していません」というのか、30%目標に

関わるポジティブ・アクションしかイメージしない。しかし、実際はその前の段階のいろんな施策が非常に重要なのですね。そういうことを含めて体系的なポジティブ・アクションの実施状況の統計があるかというのと、残念ながらない。整備されるといいかなというのが、これは個人的な感想です。

○山田会長 私から1点ちょっと、ポジティブ・アクションについて、原田委員がおっしゃったことにも関係しますが、私、逆に、企業の人事担当者からよく聞くところによると、試験をやると女性の方が全部上に来てしまうのでという形で、能力ということからもわかるように、能力主義とポジティブ・アクションが対立しているというよりも、逆に年功序列主義と能力主義が対立していて、それにポジティブ・アクションがどうかかわるかといったようなことも1つ検討していただければと思っております。

以上でございます。

済みません。時間が押しておりますので、どうしてもという方がいらっしゃれば。

では、このまま引き続き次の議題に入りたいと思っております。東日本大震災への男女共同参画の視点を踏まえた対応について、1つ提言がありますので、それに関して事務局から説明をお願いいたします。

○小野田総務課長 総務課長をしています小野田と申します。私の方から御説明させていただきます。

資料で言いますと、3-1と3-2になります。御提言の前段階として、現在の東日本大震災にどのように男女共同参画局中心に対応してきているかということを中心に御説明させていただきたいと思っております。説明は資料3-1の方でさせていただきますが、資料3-2というのがバックデータでございます。これまで発災後の男女共同参画局が行ってきた取組の一覧でございます。かなり膨大な資料でございますので、後ほどごらんいただければと思っておりますが、その要点を抽出しましたのが資料3-1ということでございますので、これに従って御説明させていただこうと思っております。

まず1ページ目でございますが、大きな政府の震災対応への男女共同参画の視点の反映ということについての経緯をまとめてございますが、阪神大震災、それから中越地震を踏まえまして、一番下でございますけれども、大きな政府の二大マスタープランでございます防災基本計画、それから男女共同参画基本計画に位置づけをしてございます。

2ページをごらんいただければと思っております。まず防災基本計画の方でございますが、最新は平成20年の2月に、改訂版、中央防災会議で決定してございまして、その中の、四角2つございますけれども、1つは政策方針決定過程、それから防災の現場における男女共同参画の拡大、それから視点を取り入れた防災体制の確立が必要であるということが明記されております。

それからもう一つ、避難所等において、男女のニーズの違いを十分踏まえて対応するようということも盛り込まれておるところでございます。

次に3ページをごらんいただければと思っておりますが、昨年末に閣議決定いたしました我が

方の第3次男女共同参画基本計画でございますが、14分野の中で防災における男女共同参画の推進ということを挙げまして、施策の基本的方向としまして、被災時や復興段階における、それぞれ女性をめぐる諸問題を解決するための防災（復興）体制の確立ということを基本的方向でうたいまして、具体的施策として、ア、イ、ウという3本立てで具体的な施策を列記しております。具体的には参考資料の基本計画をごらんいただければと思います。

こうした背景のもとでは、今回の東日本大震災にどのように対応してきたかというのが4ページ以降でございますが、まず4ページでございます。被災者支援につきましては、赤字で丸が5つぐらい並んでおりますが、まず、発災直後、これは3月16日でございますが、女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応が必要ですよということで、現地の関係機関の方に働きかけを行っております。そこに書いてございますけれども、物資支給におきましても、女性への配慮ということで、生理用品とか粉ミルクも是非ともということ、それから避難所におきまして、男女別のトイレ、それから女性用の更衣室の設計等について配慮していただきたいということ、それからDV等の防止の措置を講じてほしいというようなことを依頼しております。

それから、当初は継続的に内閣府男女共同参画局の職員を現地に派遣いたしまして、現場のニーズを把握しながら新たな対応をしてきていたということでございます。

あと、自治体の方で悩み相談等の窓口がございまして、それらの周知を徹底してほしい、我々の方も改めて周知するとか、この周知に努めたところでございます。

それから女性の就労ですね。これも政府全体で見ますと、例えば厚労省さんとか経産省さんとか、いろいろな事業、施策をやっておりますので、これらを一覧化して、男女局の方から情報を現地の方に提供してきているということでございます。

それから最後、男女局自らも幾つか新たな事業を実施しておりますが、1つは暴力相談ということで、通常は電話相談中心ですが、なかなか通信事情が悪いとか、避難所の中でなかなか電話がかけづらい雰囲気にあるというようなことがありますので、電話相談に加えまして、巡回相談というのを岩手県で行っております。

それからアドバイザー派遣ということで、相談員に対するアドバイスとか、地域ぐるみで、防災づくりを行う上でのアドバイスとか、こうした場面でアドバイザーを男女局より派遣するというような事業を行っておるところでございます。

次に5ページでございますけれども、先ほど申し上げました資料3-2のような具体的なものをすべてこの男女局のホームページで、1つ、防災対応の欄を設けまして周知徹底に努めているところでございます。

それから一番下に「その他の男女共同参画の視点からの取組」ということで、中心は、男女局中心にやっておるのですけれども、例えば女性への配慮という意味では、警察庁さんが全国の女性警察官を派遣して相談に応じたとか、厚労省さんの方で妊産婦への対応をされておるとか、政府全体で見ますと、男女局に限らず、いろんな役所がいろんな取組を

しています。

ただ、これも、悲しいかな、なかなか現地の方に一覧性を持って伝わっておりませんので、男女局の方で、それぞれの省庁が行っている男女共同参画の視点からの取組を一覧化しましてホームページに掲載するとともに、現地の方に情報提供を行っているところでございます。

こうしたものをすべて資料3-2の方に掲載させていただいておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

それから6ページ目は、そうした現地のニーズを把握している中、あるいはこちらからいろんなお願いをしている中で、男女共同参画の視点という意味では先進的に取り組んでいらっしゃる避難所もありましたので、そうした優良事例を取り上げまして、こうした例がありますよというのを別の避難所の方にお示しするというようなこともやっております。そこにございますとおり、専用スペースの設置とか雇用ですね。避難所での炊き出し等を雇用に結びつけたとか、こういう優良事例を発信しているところでございます。

それから、最後7ページでございますけれども、いよいよこれから復興に入るわけでございます、男女局の方ではいち早く、阪神・淡路大震災での復興事例をとりまとめまして現地の方に発信しているところでございますし、こちらにちょっと載っておりませんが、避難所から仮設住宅への移行も進んでおりますので、仮設住宅での生活において気をつけるべき点、男女共同参画の視点に配慮すべき点というのをとりまとめまして発信しているところでございます。これらもすべて資料3-2に入っております。

今後、そういう意味では復興が中心になってきまして、是非とも復興づくりに男女共同参画の視点を取り入れていくということが非常に重要だと思っております、今後は男女局としてもそれが大きな課題として引き続き取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○山田会長 ありがとうございます。小野田課長から説明があったように、第3次男女共同参画基本計画でも防災分野における男女共同参画の推進は重点分野の一つでございました。

それを含めまして、資料4をごらんください。これから「男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会」の名前でこの提言をしていきたいと思っておりますのでございます。

国や地方の意思決定のレベルや現場レベルでも災害対応や復興の検討が男性中心で進められており、女性のニーズ、男女共同参画の視点が十分に反映されているのかどうかということに関して非常に懸念の声が挙がっております。かつ、防災分野において男女共同参画を進めるということは、災害時に避難所などで女性やさまざまな方の暮らしやニーズに配慮した対応を行えるようにするというところでありますし、復興という新しいまちづくり、地域づくりに当たって、生活者の視点も踏まえて、一人ひとりが暮らしやすい社会をつくるということでもあります。

更に、復興などにおいて女性の活躍を支援することは、女性も男性も意欲と能力を生か

して活躍できる社会をつくることにつながります。そういう意味からしまして、ここの調査会から発信しまして、次のような5項目の取組を求めたいと思っております。

予防、応急対応、復旧、復興というところですが、1. というのは国・地方・地域の防災や復興のあらゆるプロセスにおいて女性の参画を拡大すること。提言案の下の四角囲みにあるように、国の防災会議や復興会議においては、女性の数が少ないだけでなく、都県においてはゼロのところもあります。そういうことを、ポジティブ・アクションではありませんが、もう少し女性を増やすように要望したいと思っております。

更に第2点においては、被災者の多様なニーズに対応した震災対応が必要である。特に、実際に男女局でも行っていることですが、相談サービスの提供など悩みの解決や心のケアに対応できるよう、被災者の多様なニーズを把握していただくよう求めるものでございます。

3番目は、復興において女性の参画や多様なニーズの反映が必要である。そして、女性の経済的自立の支援や女性の活躍支援が復興のためにも必要であるということをお述べております。

4番目には、今回の大震災への対応から学んで今後の防災への取組に生かそうという視点でございまして、特に、いわゆるジェンダー統計とも絡みますが、震災等において男女別・年齢別に、基礎的な取組の資料とするために統計を整備するよう求めるものでございます。

最後は、いつ起きるかわからない災害でございますから、ふだんから地域における男女共同参画を推進していくことが、こういういざという事態における女性等への配慮につながりますし、更に復興においてもプラスになると思われまますので、ふだんからの地域における男女共同参画の取組、特に防災会議等への女性の参画等を求めるものでございます。

以上5項目を提言案としてまとめさせていただきました。専門調査会からの提言として決定した上で、私から、今度開かれる男女共同参画会議に提出し、議論を行いたい。また、このような提言を踏まえ、国や地方での取組を促していただくようにしたいと思っております。

どなたからでも結構ですので、この提言案に関する御質問や御意見等がありましたらお願いいたします。

石井さん。

○石井委員 ありがとうございます。この提言案は、とてもいい提言案だと思います。

私の質問ですけれども、先ほどのプレゼンにありましたが、「男女共同参画の視点」という言葉がかなり出てきて、キーワードになっているかと思いますが、この意味がよくわからないということです。つまり、いろいろ対策がとられておりますけれども、女性の視点、女性への対策と読み取る方が妥当ではないかと思うのですね。

私は、男女の家庭内での役割分担などを研究していて、例えば震災のいろんなニュースが入ってきますね。そこで見ていると、やはりお料理とか食料、つくったものの配分とか、

そういうのはほとんど女性がやっている状況だと思うのですね。そういうときにこそ、男女が共同してやっていけばいいのではないかと。

つまり、女性が既に子育て、子どもを持ちながら、そして料理もしながら、それをみんなに配りながらというふうに、精神的にも身体的にも非常に疲れている状況だと思うのですよ。そういう意味で、男女共同参画、そこでできればいいのではないかと。私は、それも対策の一つに入れるべきだと思うのです。ですので、この「男女共同参画の視点」という言葉について、ちょっとこれはどうなのかなと思います。その点で何か見解とかがございましたら是非教えていただきたいなと思います。

○山田会長 ありがとうございます。

関連でございませうか。

○木下委員 関連でもないのかもしれませんが。

○山田会長 では、後でまとめて回答します。

○木下委員 済みません。関連でもないというか、関連でもあるというか。今の震災への影響ということで言うと、今、石井さんのおっしゃったように、生活者としての女性の配慮ということに対するコメントというのが両グループの方からも多かったような気がするのですけれども、特にこういうことになるときに必ずあるのは、生活者の声を聞くのが重要だとか重要でないとかいうことはともかくとして、必ずコストを伴うことだと思っているのですね。

先ほど、Win-Win とかいう言葉もありましたけれども、コストを伴うということは、例えば大震災の復旧をするためにある一定のコストをかけて生活者の支援をすることが今後の日本の経済のためになるのか。あるいは、例えば男性であれ女性であれ雇用を促進して震災の経済を立て直すということが、まず男性にとっても女性にとっても、経済を立て直していくということになっていくかと思うのですけれども、必ず生活者の視点というのは、あれも欲しい、これも欲しい、何もやってくれ、これもやってくれ、シャワーも欲しいしお風呂も欲しいし、食事も欲しいし、粉ミルクも欲しい、あれも欲しい、何でも生活者の視点に立つのは結構ですが、それに対して必ずコストを伴うと。そうすると、ある一定の予算のもとでどういうコスト配分のもとで、それが男女参画なのか、両方、被災者ないし男性にも女性にも何に資するのかという視点なしに、あれもあつたらいいな、これもあつたらいいなということになると、無尽蔵にコストだけがかかってしまって、それが経済の発展に果たして役に立つのかというところではないかと思うのですね。

したがって、あらゆる人たちのために、震災の防災のためにやることも、それから震災の後の被災者の支援をすることも重要だと思いますけれども、それにいろんな人たちの声を聞いて、生活者の声を聞くことだけではなくて、経済的な視点というのですか、コスト、お金をどのように配分していくのか、それの中で声というのをどのように反映していくのかという、そのコスト意識というのが必ず必要になってくるのではないかと。これは一般的なすべてのものについてそうだと思うのですけれども、コストのかからない政策であれば

ともかく、コストをかけるものであれば、コストかけたものに対してどういう効果が得られるのかというところの視点というのが必要になってくるような気がします。

○山田会長 では、鹿嶋委員、お願いします。

○鹿嶋委員 さっき、男女共同参画の視点の意味がわからないという質問が出ましたが、これには歴史的な経緯もありますので説明の必要があろうかと思えます。当初はジェンダー・センシティブの訳語として、「ジェンダーに敏感な視点」というのが第1次基本計画の中に出てきます。

その後、誤解を招くので「ジェンダー」という言葉をとれという動きが出てきます。その後、ジェンダーに敏感な視点という、ジェンダー・センシティブの訳語ではなくて、「ジェンダーの視点」という表現になったのですが、やはり「ジェンダー」という言葉が混乱を招くといったようなことが、第2次基本計画の答申、策定時にも出ました。

そういう中で、一つの解決策として登場したのが「男女共同参画の視点」です。この「男女共同参画の視点」には、男女共同参画社会基本法の理念が入れ込んであると理解していただければと思っています。

基本法には男女の人権が尊重され、責任を分かち合って、性別にかかわらずその能力を発揮する云々と書いてありますが、それを実現するには何が必要かという思いがこの「男女共同参画の視点」という言葉に入っています。

男女共同参画社会の形成は女性だけでということではありません。男性を巻き込んだ社会の形成ですので、そういう思いが込められていると理解してください。

○石井委員 わかりました。歴史的な経緯を説明していただき、ありがとうございます。それで、その意味というか、それは勿論理解しているつもりなのですが、このプレゼンに関して、男性がどこに入っているのかというのが、男性がどのように参加していて共同でやっているのかというところが見えないというところなのです。ですから、その趣旨というか、そういうのはわかっているつもりですけれども、このプレゼンの中でもうちょっとその部分も入れたらいいのではないかというのが私からの提案であります。

○小野田総務課長 御指摘はよくわかりましたので、またそこは今後の参考にさせていただきます。

○辻村委員 これに関連して、6月11日に「震災と男女共同参画」というシンポジウムが日本学術会議でありまして、この点が問題になっておりましたので御紹介させていただきます。

資料4で言いますと、3の「女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見」という文脈です。この文脈は、実はその前のページの40ページに出ております東日本大震災復興基本法の下線が引いてあるところ、できたばかりの法律の文言によっており、今回もその文言を踏まえていらっしゃるので、やむを得ないかもしれないのですけれども、これについては、「多様な国民の意見」と言うときに、なぜ女、子ども、障害者だけなのか、ということですね。女、子ども、障害者を特別に書き入れるということは、これを言ってい

る人や法律をつくっている人が男性で、男性視点から、女も子どもも入れてやろうよという発想になっているのではないか。

「被災者難民」という言葉、「災害弱者」などの言葉がありますが、さきほど木下委員からも出ておりましたけれども、基本的人権にかかわる、生存にかかわることだったら、幾らコストを払っても助けなければいけないのですね。だから、そういう意味での人権にかかわることだったら、女性とか老人とかを、弱者だからここに特筆して書こうというのはわかるのですけれども、意見をまとめるというのは意思形成にかかわることですから、まさに民主主義的な意思形成、コミュニティの統治にかかわる問題です。

もしそうだとすると、なぜ女と子どもと障害者だけが書かれるのか、非常に不思議で、男性と女性は本来、主権者として同等にかかわらないといけないのですね。ですから、もし書くのだったら、男も女も子どもも年寄りも障害者も障害のない人もみんなが多様な意見を持ち寄って、一緒になって何かをつくっていきましょうというふうに書かないといけないのではないかという意見も出ておまして、私は全く同感でございました。

ただ、法律にこの下線部が入っただけでも大変だったのだから、女性という言葉が入っただけでもよとした方がいいのではないかという意見もありました。しかしながら、やはりその段階では、誤解があるままで終わってしまいますので、発言させていただきました。せめて議事録には、この法律について、そういう意見、批判もあり得るということ留めて頂きたいと思います。

以上です。

○山田会長 ありがとうございます。多分、「男女共同参画の視点」とあえて言ったのは、今までの視点というのが男性からだけの視点であり、実際に多くの防災会議等ではほとんどが男性だったというところから、視点というところは女性の視点も入れろという形で読みかえていただくように書かせていただきたいのだと推察いたします。

また、木下委員がおっしゃったように、勿論、コストの面もあるのですが、それは、辻村委員がおっしゃったように、命も含めた基本的人権に関するコストはかけてもいいのではないかと考えております。

○木下委員 済みません。私の申し上げたことが多分誤解を受けているようなので訂正させていただきますけれども、私は、基本的な人権をコストで阻めろということを言うつもりは全くないのです。ただ、どういうものであったとしても、物事のアクションというのにはお金は伴うはずで、基本的に女性が参画することは重要だし、何をすることも重要だし、ただ、それには確実にどこかで、例えば経済活動では売り上げが伴うとか経済成長がプラスになるとか、何々がプラスになるという、このお金を投入して、お金である結果が出てくるといふところの視点が一般的に欠けているのではないかというのが私の感覚なのです。

何をするのが望ましいというのではなくて、望ましいことをするために幾らかかって、インプットとして幾らかけた結果としてアウトプットに幾らかかってくるかということな

ので、望ましいことだけではなくて、常にお金の計算というのが視点の中に入ってこなければいけないのではないかというのが私のそもそもの、何をする上でも持論でして、それが大震災の中でも一つの例として出ているということであって、別に基本的な人権を侵害するためにコストを削減するべきだということを申し上げるつもりはございません。

○山田会長 誤解していたようで、どうも済みませんでした。

勝間委員。

○勝間委員 資料4の一番下の女性委員の割合というのが特徴的だと思うのですが、これって、2020年までに3割の基準が全く無視されてよろしいのでしょうかというのが私の質問です。

○山田会長 都道府県防災会議に関しては、勿論、普段の地域における取組に関することですし、東日本大震災復興構想会議におきましては、女性委員が1名入ったということでございますが、その点に関しては何かありますか。

○小野田総務課長 第3次基本計画上は、都道府県防災会議の女性委員がゼロの県をなくそうというのが目標になっていまして、「2020年30%」も、当然これを目指さなければだめなのですが、今回、山田会長と御相談してまとめさせていただいたのは、とにかくすぐアクションを起こさなければだめなものとしてちょっと提言をまとめさせていただきましたので、とにかくゼロをなくするとか、とにかく1人でも女性を増やすべきだということを強調して、1にまとめさせていただいておりますので、当然、2020年までに30%の視点を無視しているわけではございません。いきなり2020年までに30%にすぐ目指しましょうと言ってもなかなか距離感があるのかなと思ひまして、とにかく女性の参画をすべて、予防から復興までのあらゆる段階に、しかも会議とか組織等において拡大しましょうというのを強く、最初の1で入れさせていただいているところでございます。

○勝間委員 そうすると、下の方に書かずに、1の下にこれを持っていった方が。結局、この数字がすべてを物語っているのではないかと思います。実際、被災地を回りましても、ほとんどのセンター長ってみんな男性なのですね。それをすごく感じました。

○小野田総務課長 そこはちょっと会長と工夫させていただきます。

○山田会長 ちょっと時間が、余り時間のせいにはいけないのですが、この点に関して、どうしても言っておきたいということはありませんか。

○石井委員 この1番に関してこそ、先ほどのポジティブ・アクションが、先ほど、データありましたね。何か必要なのではないのでしょうか。何となく具体性に欠けているというのが全体的な感想ですが、あえてこれ以上は要求しませんが、私たちの中で、ここでポジティブ・アクションが使えたらいいなということを共有できたらいいのかなと思ひました。

○山田会長 ありがとうございます。

では、その点も含めまして、そろそろ議決に入りたいと思うのですが、まず、議事の1つ目のワーキング・グループの中間報告についてお諮りしたいと思います。両ワーキング・グループの報告を本調査会の中間報告としてとりまとめ、男女共同参画会議に報告したい

と思うのですが、先ほどから、副題の Win-Win 関係のことについて多少御議論がありました、これが議論の後につけ加わったものですので、皆様、十分に合意がとれていなかったことだと推察いたしますので、この女性と経済のワーキング・グループ案に关しましては、そこの部分の修正も含めまして、中身について大きく変更することはないのですが、私と事務局の方に引き取らせていただいで中間報告といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○岡山委員 女性と経済ワーキング・グループのこの中間報告のタイトルが、「女性の活躍による経済社会の活性化」と書かれているのですが、中間報告ですから、そのままこのタイトルでいくわけですか。

○山田会長 今のところそう考えております。

○岡山委員 先ほど申し上げようかと思ったのですが、「女性の活躍による」というこの言葉が、もともとここに書かれていた個々人の希望の実現とか、議論してきた女性の活躍というのと個々人の希望の実現という表現が、私はどちらかといえば後の方がすごく適切かなと思っているものですから、その辺、もう「女性の活躍による」ということで決まっていることかどうかだけ御質問したかったのですが。

○山田会長 中身に関しては、勿論、両論あると私は考えておりますが、一応中間報告のタイトルとしてはこれでいかせていただきたいと思っているのですが、何か代案とかありますでしょうか。

○岡山委員 そこに書いてあります、「個々人の希望の実現」という。

○山田会長 というのもタイトルに入れた方がよろしいということでございますか。

○岡山委員 これが適切かどうかというのは今すぐには代案は出ませんけれども、「女性の活躍」という言葉が、少し議論してきたことと、もう少し何か別の視点があってもいいかなど。

○鹿嶋委員 これは中間報告なので、正式な報告書のときは新たなタイトルにするようワーキング・グループで議論すればいいのではないですか。中間報告なので、後で変えられます。ここで議論しても、時間とるだけなので。

○岡山委員 わかりました。

○山田会長 勝間委員。

○勝間委員 例えば「女性の能力の発揮」とか。これも後で議論すればいい話ですがけれども、対案としてはここで、Win-Win の右側の、活躍と言っても何かわかりにくいので、能力の発揮みたいなことも将来的に視野に入れたらいかがでしょうか。

○山田会長 勿論、将来的にはそちらも視野に入りたいと思っております。

○高村分析官 1点よろしいでしょうか。

○山田会長 どうぞ。

○高村分析官 今、御意見をいただきました「女性の活躍による経済社会の活性化」という言葉ですがけれども、こちらの報告書の2ページのところにもありますが、前回のワーキ

ング・グループのときに、第3次男女共同参画基本計画と、それからワーキングでの議論の関連づけということが必要ではないかという御指摘をいただきまして書き加えている部分です。こちらのピンクのファイル中に入っています、第3次男女共同参画基本計画の2番のところに、第3次男女共同参画基本計画において改めて強調している点の一番最初に、「女性の活躍による経済社会の活性化」という言葉が入っておりまして、そこ今回ワーキングの議論というところが結びつくという認識のもとにご議論いただいてきたということで、ここではテーマとなっております。由来はそういうことでございます。

○山田会長 ありがとうございます。

○石井委員 一応データのことなので重要と思い確認させていただきたいのですが、「女性の活躍による経済社会の活性化」、この真ん中の部分の「個々人の希望の実現」というところで、「例えば2005年のデータでは、OECDの加盟国」というデータがありますね。これは日本の場合、国立社会保障・人口問題研究所が50歳未満の有配偶の女性を対象に調査した「出生動向基本調査」によれば、「妻が就業しているかどうか」ということと、「子どものいる夫婦の現在の平均の子どもの数」との間にはあまり関係がなさそうだというのがあります。

○中垣調査課長 内閣府では、総務省の就業構造基本調査の都道府県の「女性有業率」と厚生労働省の人口動態統計による「合計特殊出生率」についての分析というのをしております、少なくともそのときの、これは2007年のデータまでございますけれども、2000年代後半のデータで見ても、女性の有業率と、それから合計特殊出生率の間には正の相関関係がみられるという指摘があるという結果になっております。

○山田会長 今、細かい議論については引き取らせていただきまして、これも、「という指摘もある」という形で中間報告として書かせていただいております。あと、もう一点修正点がありまして、辻村委員から御指摘があったとおり、この2つのワーキング・グループをすり合わせるような部分を少し本文の中に入れさせていただきたいということも含めまして、今回の議論は私の方で一旦引き取らせていただきたいと思いますと考えております。本日いただいたことにつきましては、鹿嶋会長代理と相談しながら対応することで一応一任をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。また、勿論、報告する前には皆様にメール等で持ち回りで確認をとらせていただきたいと思いますと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山田会長 では次に、議題の2つ目の東日本大震災の対応についてですけれども、これに関しても、鹿嶋会長代理と相談しながら、細かい文言の修正、特に辻村委員から言われましたことも参考にいたしまして修正して提案させていただきたいと思います。これに関しても、提案前に皆様にお話ししたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山田会長 ありがとうございます。

では、以上で本日の議事はすべて終了いたしました。ほかに何かこの場でありましたら

お伺いいたします。

川本委員。

○川本委員 済みません。まだお時間がございますので、一つだけご報告させていただきたいと思います。この東日本大震災の対応でございますが、女性の視点は大事だということと関連したご報告でございます。

震災を受けまして、経団連としましては、3月14日に東日本大震災対策本部を設置し、被災者・被災地支援の取組をしてまいりました。一つは、企業・団体に対し、義援金・支援金等の協力を呼びかけました。企業が表明した義援金・支援金、救援物資等は約1,000億円です。

それからもう一つが、緊急物資等の協力です。企業・団体の協力を得て、約300トンの救援物資を届けました。民間航空会社や船会社にご協力願ひ、陸・海・空の各ルートで送らせていただきました。

それから、ボランティアの協力もしております。

そういった取組を行う中で、女性のニーズ、小さいお子さんのニーズがあることがわかり、女性用や小学生用にそれぞれ必要とするものを、企業の方にボランティアで箱詰めしていただいて、うるうるパックという名前で送るということもさせていただいたところでございます。

ニーズの把握ということでも、女性の視点も重要ですよということを申し上げました。

以上でございます。

○山田会長 経団連さんの方でも女性の視点でやっていただけたということで、今後ますますそういう取組を進めていただくようお願い申し上げます。

どうぞ、降矢委員。

○降矢委員 今回の震災の件の、中間報告を私からしたいと思います。私は福島県ですので、原発の問題がまだ解決しておりません。わが家の男性だけが福島に残り、女性、子どもは石川県の方に避難しておりまして、最初は8月ごろまでの避難とっていたのですが、なかなか原発の処理の方が進展していませんで、廃炉が早く12月というような話でしたので、来年の3月ごろまで延びそうだなという状況です。

それで、男が4人で住んでいまして、食事の係、掃除、洗濯の係もおりまして、今までの職域を超えて、結構何とかやっているのですね。これは私にとってはすばらしいチャンスだなと思っています。おじいちゃんも台所やったことないのだからちゃんと食べさせなさいよと申し渡しましたら、三度の食事もしっかりしているようです。今回、被災地の対応として、高速道路の無料化ということがありまして、福島県では、すべての住民に対して被災したということで証明書をいただきましたので、高速道路が無料になりましたので、非常に助かっております。大変支援をしていただいています、助かっています。

また、避難先では我々に対する支援ということも非常に充実してまして、動物園や水族館、美術館などの入場料はすべて無料となっています。職業紹介を含め支援していただい

ていて感謝しております。福島県は環境汚染も深刻です。早く正確なデータを公開してもらいたいです。我々は放射能があるところで農業をやりたいわけではありません。ここが使えないところであれば、別な場所で農業をやるという気持ちは十分にあるわけですので、農業ができないということで悲観しているわけではありません。正確なデータを公表してほしいということを切に思っています。

御報告でした。

○山田会長 ありがとうございます。一番最初の事例に関しては男女共同参画が進んだ部分もあるということで引き取らせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

では、事務局から何かありますでしょうか。

○竹林企画官 事務局から特にございません。

○山田会長 では、これで第2回の「基本問題・影響調査専門調査会」を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。